歳

- ①町税···町民税、固定資産税、軽自動車税等、町 に納められる税金
- ②分担金及び負担金・・・一定の事業により特別な利 益を受ける者からその事業に要する経費の全部また は一部を受益に応じて徴収するお金
- ③使用料及び手数料
- 使用料・・・総合体育館等、公の施設の使用料等
- 手数料・・・税の証明や住民票等の交付に対する手数料等
- 4その他・・・財産収入、繰越金、寄附金
- ⑤繰入金・・・一般会計・特別会計・基金等の会計間で 相互に資金運用するお金
- ⑥諸収入・・・他の収入科目に含まれない収入をまと めた科目。延滞金や預金利子、雑入等
- ⑦地方譲与税…地方揮発油譲与税,自動車重量譲与
- ⑧税交付金···利子割交付金、配当割交付金、株式 等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費 税交付金、環境性能割交付金
- ⑨その他交付金・・・地方特例交付金、交通安全対策 特別交付金
- ⑩地方交付税・・・地方公共団体が一定水準の業務が できるよう財政状況に応じて国から交付されるお金
- ⑪国庫支出金·・・国が公益性を認め、その事業を実 施するために国から交付されるお金
- ⑫県支出金・・・事業等、特定の目的の財源として県 から交付されるお金
- ⑬町債・・・各事業を行うために町が借り入れるお金
- ※自主財源…町が自らの権限で収入できるお金
- ※依存財源・・・国や県等から交付されるお金
- ※基金…特定事業等を行うために積み立てたお金

歳出

- ①議会費・・・議会活動にかかる経費
- ②総務費…自治振興、広報、戸籍、統計、選挙等 にかかる経費
- ③民生費・・・児童福祉・障がい福祉サービスや老人福 祉の増進、保育園の管理・運営にかかる経費
- ④衛生費・・・保健衛生、ごみ処理等、衛生的な生活 のためにかかる経費
- ⑤労働費…労働者への貸付等にかかる経費
- ⑥農林水産業費・・・農林水産業の施設整備・振興や農 業委員会の運営に係る経費
- ⑦商工費・・・中小企業の振興育成・雇用促進、観光 振興にかかる経費
- ⑧土木費・・・道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計 画にかかる経費
- ⑨消防費…消防署や水防・防災対策にかかる経費
- ⑩教育費・・・小中学校の管理・運営や総合体育館等の 管理·運営、社会教育、学校給食にかかる経費
- ①公債費・・・町債の元金及び利子の支払いにかかる
- ⑫予備費・・・予算編成で予期しなかった支出に対応 するための経費

美浜町の3つの財布

町では、お金を出し入れ するために3つの財布を用 意しています。

① 一般会計

町の基本的な行政サービ スを行うために必要なお金 を出し入れする財布で、通 常はこの財布にお金を入れ たり、そこから払ったりし ています。

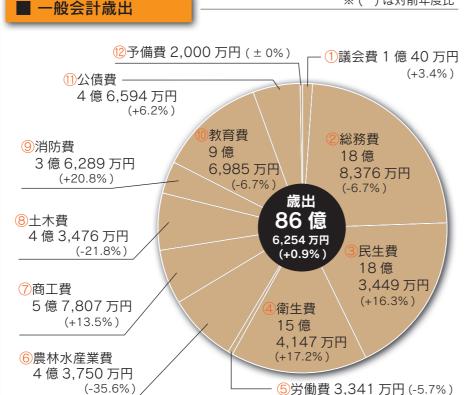
② 特別会計

特定の事業を行うために 必要なお金を出し入れする 財布です。この財布の中は 10個に仕切られており、 「診療所事業」や「国民健康 保険事業」等があります。

3 企業会計

一般の会社と同じ会計方 式をとる財布で、現在、町 には1つだけ「上水道事業会 計」という会計があります。

※()は対前年度比



■ 特別会計・企業会計

※()は対前年度比

会 計 区 分		予算額
特別会計	診療所事業	1億2,329万円(-9.5%)
	国民健康保険事業	12億1,318万円(-4.3%)
	後期高齢者医療事業	1億5,739万円(+16.6%)
	介護保険事業	11億4,731万円(+0.1%)
	簡易水道事業	2億7,509万円(+18.5%)
	集落排水処理事業	1億5,244万円(-0.2%)
	公共下水道事業	5億8,436万円(+14.7%)
	産業団地事業	332万円(-38.7%)
	住宅団地事業	5,159万円(+182.4%)
	道路用地取得事業	1億1,825万円(-31.7%)
	合 計	38億2,622万円(+1.3%)
企業会計	上水道事業	3億1,007万円(-15.2%)

予算総額 127億9,883 5円 一般会計 86億6,254万円 特別会計 38億2,622万円 企業会計 3億1.007万円 実際の予算額は千円単位ですが、分かりやすくするため万円単位で表示しています。

一般会計歳入

2億3,190万円

13町債



令和4年度は「第五次美浜町が可決されました。 2月8日から15日にかけて開催され

第2期美浜創生総合戦略」の2年目となり、 総合振興計画 た町議会で、 計画に掲げた施策に \mathcal{O} 後期基本計 4 ·年度予

き施策に対して重点的に予算を配分しました。 着実かつ確実に事業の推進を図るため、 優先的に取り組む

(-3.0%)県支出金 11 億 919万円 (-9.4%)10地方交付税 国庫支出金 町税 1億 12億 40 億 86 億 6,000万円 1,698万円(+9.7%) 8,568万円 $(\pm 0.0\%)$ 6,254 万円 (+0.9%)(+8.2%)分担金及び負担金 9その他交付金 6.001万円 810万円 (-4.9%)(+1.3%)使用料及び 8税交付金 手数料 2億 7.399 万円 5,710万円 (-1.6%)(-0.3%)4 その他 2億6.842万円 7地方譲与税 (+23.1%)繰入金 6諸収入 6,200万円 7億3,555万円 3億9,362万円 (+3.2%)(-15.0%)

生費で

億3,

う事

業

量等の 2 億 2, 点化施設等道の駅関連の整備 棄物処理広域 等により前年度に比 97万 設整備 レビ施 0) 保健福祉センター 4万円の 農林 負担金 更新 生費では、 減となっ 水 化事業負担金の 0) 万円の増となり 事 業費では、 0 たほ 2億5, 防災機能強化事業 度に 美浜 進捗に か 域づ 観光農 増によ 民 0

O

廃

環

境 万

億 り

拠

助金の減により、 655万円となっています。 歳出では 舎改修と美浜 占めていま の増、 県支出金で9 諸収 務費におい 15 万円で全体の 入につ 0 0 %減の7 庫 7 ては、 支出金 4% · 2 % 億3 0 浜 減

※()は対前年度比

自主財源 64.8%

依存財源 35.2%

会計 0) 円 前 模 は に 86

年

度

比 億

べ 6

·度比O

11 2022.4 月号

少 対

移住定住の促進、雇用の 創出と創業支援、子育て環 境の整備とあわせて、町民 一人ひとりが生き生きと暮 らせる住みよいまちづくり を進めることで、若年層の 人口流出抑制や UIJ ターン の促進を図ります。

子育て支援の

さらなる強化 (744万円)

すべての子どもが発達に 応じた必要な支援を受けら れるよう、関係機関の横断 的な連携体制の構築や支援 施策を立案し、美浜町子ど も・子育て会議等での意見 聴取や町民のニーズを踏ま え、包括的な子育て支援を 行います。

移住・定住支援策の強化

(6,316万円)

住環境の整備や空家の利 活用、UIターン等への支援 を強化し、若者や子育て世代 の移住・定住を促進します。

■ 子育て世代に

魅力あふれる分譲地 (4,684万円)

令和3年度に全57区画 が完売した「美し野ニュー タウン」に続き、さらなる 定住促進を図るため、美浜 西小学校区内に分譲地を整 備し、令和5年春の分譲を 目指します。

災害に強い都市基盤をつ くるとともに、地域力を高 める取り組み等を推進する ことで、町民が安全に、安 心して暮らせる町を目指し ます。

防災力の向上

(5億6.665万円)

災害への意識啓発と防災 体制のさらなる充実・強化 を図るため、津波ハザード マップの更新や防災拠点施 設(役場庁舎)と福祉避難 所(保健福祉センターはあ とぴあ) の非常用発電設備 の強化、指定避難所の Wi-Fi 整備、町防災アプリの機能 強化を実施します。

美浜町あいあいポイント アプリの運用開始 (93万円)

令和3年4月に開始した 地域あいあいポイント事業 で使用しているポイント手 帳と併せ、今後さらに高齢 者が積極的に活動し、健康 寿命を伸ばすため、スマー トフォンアプリを活用して、 地域活動の情報取得や住民 同士のネットワーク構築に もつながる制度の充実を図 ります。

白

北

陸

新

幹

線

敦

賀

開

北陸新幹線敦賀開業に向 け、地域の観光資源の魅力 向上ならびに、情報発信の 強化による観光振興を図り ます。また、二次交通を充 実させ観光誘客を図ること により、新幹線開業の効果 を地域に波及させます。

嶺南随一の観光資源

「三方五湖」の磨き上げ (3億1.039万円)

新美浜町レークセンター (仮称)の外構工事(デッキ、 浮き桟橋、舗装等)を実施 するとともに、急速充電器 を設置します。

また、インバウンドに対応 するための多言語案内板や、 嶺南6市町を横断する若狭 湾サイクリングルート(わか さいくる) の環境整備を図る ため、三方五湖エリア周辺 の町道(日向湖西岸・久々 子湖東岸) に矢羽根等を整 備します。

観光のおもてなし

環境整備

(880万円)

町内観光地までの道路を 観光道路と位置づけ、維持 管理を強化して、観光客をも てなすための環境を整備し ます。また、町内の観光地 周辺や観光道路等において、 環境美化活動を行う団体に 対し、補助を行います。

道の駅はまびよりを中心 とした JR 美浜駅からなびあ すまでの空間において、利 便性と快適性を兼ね備えた にぎわいと交流を創出する とともに、歩いて楽しめる まちなか空間をデザインし、 まちの回遊性を高めます。

■ 若者のチャレンジによる

にぎわいを吹き込む人づ

くり等のソフト事業を重点

展開していくため、起業や

イベントの開催にチャレン

ジする若者等の育成・支援、

既存施設や空き店舗の活用

地域公共交通計画の策定

道の駅はまびよりを地域

公共交通の交通結節点(ハ

ブ)とした機能の強化や北

陸新幹線敦賀開業に伴う観

光の足とした2次・3次交

通の充実を図り、時代に即し

たよりよい公共交通を目指し

て、美浜町公共交通会議を

設置し、地域公共交通計画

を策定します。

を検討していきます。

にぎわいの創出



ICT基盤を整備し、すべ ての町民がICTの恩恵を受 けられる環境をつくるとと もに、新しい生活様式や新 たな働き方に係る施策を取 り入れることにより、地域 課題の解決と地域経済の発 展を両立させる仕組みの構 築を目指します。

▶各種証明書

(2.942万円)

全国のコンビニエンスス トア等に設置されているマ ルチコピー機(多機能端末) を利用して、戸籍や住民票 等の各種証明書が取得でき るサービスを導入します。



■ キャッシュレス決済の 新規導入 (505万円)

各種証明手数料や使用料 等を扱う窓口にキャッシュ レス納付システムを導入し、 納付者の利便性向上と窓口 業務の効率化及び新型コロ ナウイルス感染症拡大に伴 う新しい生活様式への対応 を図ります。

報 会 コンビニ交付導入

情

に沿 今月号では 町 では、また 7 五次美浜町総合振興計 0 五次美浜町総合振興計

まち

1)

策

を第

づく優先施策に沿 画後期計画で つ

策定

の取り組

みを紹介

交換できる活動奨励品

- ① A コープ商品券



ポイント手帳

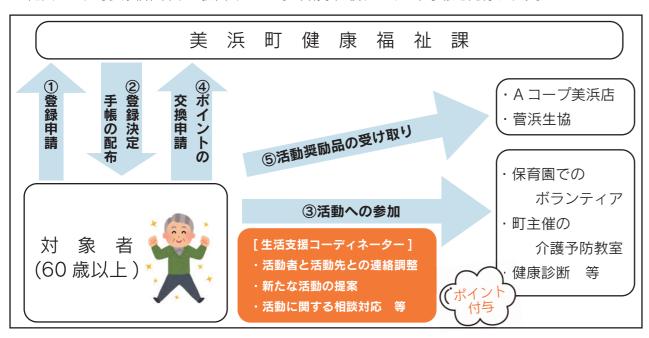
地域あいあいポイント事業に参加するには、ポイントを貯めるための「ポイント手帳」が必要となります。

【すでに事業に参加している方】

令和4年度用のポイント手帳は自動更新され、ポイント交換が済んだ後にお渡しします。また、事業への参加を辞退する場合は、町健康福祉課までご連絡ください。

【新たに事業への参加を希望する方】

参加登録申請が必要です。「美浜町地域あいあいポイント事業参加登録申請書(※)」に必要事項を 記入の上、町健康福祉課まで提出ください。申請承認後、ポイント手帳を発行します。



団体登録

地域あいあいポイント事業では、参加を希望する団体に登録申請をお願いしています。令和 4 年度 から参加を希望する団体については、下記の書類を町健康福祉課へ提出してください。また、すでに 登録された団体におかれましても、更新手続きが必要となりますので、同様に下記の書類を提出して ください。

【必要な書類】

- ①美浜町地域あいあいポイント事業活動団体登録申請書(※)
- ②会員名簿(氏名、住所、生年月日が分かるもの)
- ③その他、活動状況が分かるもの(会則、チラシ、活動計画)等
- ※申請書は、町健康福祉課窓口または町ホームページから取得できます。

※お問い合わせ先 町健康福祉課地域包括支援センター(担当・四ツ谷) ☎32-6704

高齢者の皆さんの活躍を応援します!

真須可地域おいおいおイント事業



町では、令和3年4月から高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい取り組みとして「美浜町地域あいあいポイント事業」を行っています。

地域あいあいポイント事業では、地域貢献活動や健康づくり活動に参加することで、ポイントを貯めることができます。活動に参加して貯まったポイントは、交換申請期間中に申請することで、活動奨励品と交換することができます。

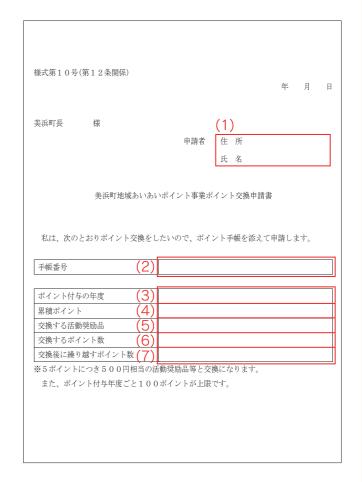
4月1日からポイント交換申請期間となります。ポイントを次年度に繰り越すことはできませんので、忘れずに申請してください。

ポイント交換申請期間

4月1日(金)~28日(木)

ポイント交換の流れ

- ①ポイント交換申請書(※)を記入してください。
- (1) 申請書に住所・氏名を記入してください。
- (2) お持ちの手帳番号を記入してください。
- (3) 「令和3年度 | と記入してください。
- (4) 貯まっているポイント数の合計を記入してください。
- (5)「A コープ商品券」または「菅浜生協商品 券」のどちらかを記入してください。
- (6)(4) のポイント数の内、交換するポイント数を記入してください。
- (7) 次年度への繰り越しはできません。 「O」と記入してください。
- ②必要事項を記入した申請書とポイン ト手帳を町健康福祉課へ提出してく ださい。
- ③後日、交付決定通知書と引換券がお 手元に届きます。引換先で交換して ください。
- ※申請書は、町健康福祉課窓口または町ホームページから取得できます。



- 注意!! -

貯まったポイントを次年度に繰り越すことはできません。必ず交換してください。